

# 中部アフリカ 関税・経済同盟

・大林 稔

中部アフリカ関税・経済同盟(Union douanière et économique de l'Afrique centrale, 略称UDEAC)はカメルーン、中央アフリカ、コンゴ、ガボン、赤道ギニア、チャドの6カ国によって構成されている(1987年7月現在)。

加盟国はすべてフラン圏に属し、熱帯アフリカ諸国中央銀行(BCEAC)を発券銀行とする全ての国が参加している。通貨はフランス・フランにペッグするCFAフランのみが流通している。

1983年に新たに加わった赤道ギニアを除けば、他の加盟国はすべてフランス語が公用語の一つである。

UDEACの事務局は中央アフリカの首都バンギにおかれている。

## 1 沿革

1910年、フランス領赤道アフリカが設立されて以来、ブラザビル(現コンゴの首都)におかれた総督府が、現在のコンゴ、ガボン、中央アフリカ、チャドにあたる地域を統括した。フランスは、仏領赤道アフリカを単一の政治・経済圏として運営した。そこでは、商品の自由流通、通貨の統一、単一の連邦資金(主に関税収入)の配分、域外統一関税がしかれ、第三国からの輸入はフランス当局が作成した年間輸入計画に従い、輸入の割り当て制が行なわれていた。のちにUDEACが目標に掲げる、単一の関税領域は、単一の通貨圏とともに、すでに存在していたわけである。

フランス領赤道アフリカは、1959年に解体、1960年にコンゴ、ガボン、中央アフリカ、チャドの4

カ国に分解して独立することとなる。4カ国は、政治的には別個の独立を望んだものの、経済的なむすびつきは、独立後も維持しようと試みた。

通貨面では、1960年に、赤道アフリカ諸国およびカメルーン中央銀行(Banque des états de l'Afrique équatoriale et du Cameroun, 略称BEAEC)1973年に中央アフリカ諸国銀行-Banque des états de l'Afrique centrale, 略称BEAC)が設立され、植民地時代よりフランス領赤道アフリカと密接な関係を保っていたカメルーンも加わった。これにより、参加5カ国は発券の主催をBEAECに委任、共通の通貨単位を使用し、フランスと事実上の通貨同盟を形成し、今日に至っている。

通商面でも、1960年12月、フランス領赤道アフリカ諸国は赤道関税同盟(Union douanière équatoriale, 略称UDE)結成の条約に署名、1962年7月にはカメルーンもこの同盟と連合関係に入った。UDE事務局はブラザビル(コンゴ)に設置された。

1964年12月に署名されたブラザビル条約により、UDEはカメルーンを正式メンバーに加えたUDEACへと脱皮した。

UDEACはUDEに比べ、メンバーを拡大しただけにとどまらず、制度的枠組みとりわけ工業化における協力を強化しようとするものであった。

ブラザビル条約は1966年1月に発効したが、まもなくUDEACは加盟国の脱退という危機を経ることになる。

1968年4月、チャドと中央アフリカの内陸2カ国はUDEACを脱退、コンゴ(キンシャサ、現ザイール)とともに中央アフリカ諸国同盟(Union des états de l'Afrique centrale, 略称UEAC)を結成した。し

かし、その後コンゴ(キンシャサ)と中央アフリカの関係は急速に悪化し、中央アフリカは同年12月、UDEACに復帰した。加盟国が2カ国のみとなったUEACは、実質的に「立ち消え」となった。一方、チャドは1984年までUDEACに復帰せず、その間オブザーバーとして参加するにとどまった。

1983年12月、赤道ギニアの参加が承認され、UDEACは初めて新しい加盟国を迎えることとなった。同国は1985年1月より、BEACにも参加し、フラン圏のメンバーとなった。

この間、ブラザビル条約の具体化は遅々として進まず、1974年12月、ヤウンデ(カメルーン)における条約の改定により、UDEACの経済統合は法的にも後退することとなった。

## 2 目的と政策

ブラザビル条約の目指すものは、第1に、狭い各国の市場を越え、域内全体の市場を対象とした産業の育成をはかることである。具体的には、関税同盟の結成、つまり第三国からの輸入に共通の関税を課して域内の産業を保護し、他方で域内貿易の自由化によって、UDEACを単一の市場として組織することである。第2に、域内を等質の投資市場として整備するとともに、加盟国間の工業化の調整を行なうことにより、投資の最適化と公平化をはかろうとしたのである。

同条約は、このための政策として、(1)関税同盟、各国間の税制の調整、投資法(第2部)、(2)工業化計画の配分、開発計画・運輸政策の調整(第3部)、(3)単一税(第4部)、(4)人・サービス・資本の自由移動・居住の権利(第5部)について規定している。

ただし、これらの政策のすべてが条約発効後、直ちに実行に移されるわけではなく、その一部は、

一定の準備期間内に各加盟国の国内制度を統一したのち、実施されるものとされている。

まず、UDEACは「唯一の関税領域を構成」し、域内では「人、商品、サービスおよび資本の移動は自由」である、と規定されている(27条)。ただし、人、サービスの移動については、原則の宣言の域にとどまっている。

第三国との貿易にあたっては、共通の関税、輸入税が採用される(28条)。

他方、輸出に対する課税は、加盟国それぞれの権限に委ねられる(34条)。

輸出入税の徴収は、共同の関税事務所(実際には沿海国におかれた)によって行なわれる(35条)。その税収のうち、輸出税は原産国がこれを受け取り、輸入税に関しては、消費国が消費宣言をおこない、これを受け取る。

さらに、共同の関税事務所がうけとる輸入税から一定の額が、「連帯基金」に組入れられる(38条)。この基金は、内陸国のための補助金的な性格を持つもので、払い込み額、加盟国への払い戻し額は首脳会議によって、つまり政治的交渉によって、決定される。

他方、域内の貿易自由化により、UDEAC域内の商品の交換(消費のための移動)にあたっては、輸出入税は完全に廃止されることとされている(28, 32条)。

工業化に関する協力には、二つの側面がある。一つは域内の投資条件を統一することにより、工業配置の経済的最適化をはかることであり、この場合、実際の投資主体としては、外国資本が想定されている。もう一つは工業配置の公平化、つまり発展の遅れた国の工業を加速し、進んだ加盟国に追いつかせるという目的の達成である。

まず、UDEACは共通の投資法を制定する(45条)。これは統一市場として外国資本を誘致するの

を容易にするためのものである。同様の目的から、事業活動に対する課税の調整も行なわれる（42条）。

また加盟諸国は、域内の整合的な工業化のために、通信網の改善と開発計画、輸送・交通に関する規制について互いに情報を交換、調整をはかる。同じく、事務局は、UDEACの総合的工業化計画を準備することとされている（57条）。

工業協力の面で（そして財政面でも）きわめて重要な制度は、「単一税」である。単一税は、域内で製造され、流通する商品に対する間接税の一種で、投資に対してインセンティブを、それも域内統一的な形で、与えるためのものである。加盟国内に設立され、かつ域内1カ国以上でその製造品を販売しようとする製造業企業は、単一税制度の認可を受けねばならない。認可をうけた企業は、輸入税・原材料等への国内諸税の免税特権が与えられ、産品の販売にあたっては、単一税以外の税を課せられることはない。単一税は1972年1月以後、原則としてUDEAC内では、同一商品同率となる。その決済、徴収は「工場の存する国が、消費国の予算のために」行なうものとする。

### 3 発展の障害

UDEACは、発足当初からいくつかの重大な障害を抱えていた。

第1の障害は、植民地時代の域内経済構造である。植民地時代に単一の経済圏を構成していたことは、経済統合上、一見有利な条件のように見える。しかし、フランス領赤道アフリカの経済は、宗主国フランスを中心としたヨーロッパへの原料輸出と、最終消費財の輸入を目的として編成されており、域内経済の統合という見地からみると、むしろ否定的な役割を果たした。

1958年の赤道アフリカの域内輸出は、総輸出の9%にすぎず、同じく域内輸入は総輸入の6.3%のみであった。沿海国から内陸国への再輸出分を差し引けば、域内貿易の実際の重要性はさらに低下する。運輸網も、領域内の統合を考慮せず、原料の開発地点と外洋港を結ぶことのために建設されていた。

第2の障害は、UDEAC内部の内陸国と沿海国の対立である。UDEACのオリジナル・メンバー中、カメルーン、ガボン、コンゴは沿海国であり、しかも産油国でもある。他方、チャド、中央アフリカは内陸国であり、しかも資源に乏しく、植民地期から開発が遅れていた地域である。ここから、いくつかの利害の対立が生じた。

まず、内陸二国は、国内資源・産業に乏しい分だけ関税収入に頼る割合が高い。共通関税の設定にともない、これら2カ国側には、その配分が適正でないという不満がくすぶることとなり、これが原因で、ついには独自の関税徴収を強行することとなる。

工業化協力に関しても、相対的に工業化の進んだ沿海国側は、投資条件の均一化による工業の最適配分を主張する。内陸国側は、工業配置の公平化、内陸国のハンディの補償を要求する。彼らにとっては、沿海国側の主張は、条件のよい沿海国への投資の集中を促進するのみで、自国との経済格差を拡大するものであると映るからである。

障害の第3は、同盟の加盟国に対する拘束力の弱さである。UDEACの条約は、関税同盟の結成にとどまらず、共同市場（人・商品・サービスの自由移動）をも展望した野心的なものであった。しかし、設立された制度は、加盟国に対する拘束力がきわめて弱い、古典的国家間協議体制にしかすぎなかった。

加盟国のコミットメントの性格は曖昧で、ルー

ずなものであった。また、条約に盛られた事項の実現にあたっては、その各段階で交渉しなければならなかった。

事務局の権限はごく限定されたものであり、重要な事項は全て最高決定機関である元首会議で決定されねばならない。そして、この元首会議は年一度しか開かれず、しかも全メンバーの合意がなければ決定を下すことができないのである。

#### 4 今後の展望

UDEACは、赤道ギニアの参加、チャドの復帰により、現在、結成以来最大の規模に達している。しかし、これまでの制度的、経済的成果からみると、その展望は必ずしも明るいとは言えない。共通関税は機能不全に陥っており、域内貿易の自由化はむしろ後退しつつある。同盟内貿易は停滞しており、また域内市場向け工業の発展も十分ではない。さらに、内陸国と沿海国の発展の差は、UDEAC結成以来、拡がる一方である。

UDEACは、現在、一層規模を拡大した地域経済協力機構の結成に参加することにより、隘路からの脱出をはかっているように見える。

1983年10月、当時のUDEAC構成国であったコンゴ、ガボン、カメルーン、中央アフリカは、赤道ギニア、チャド、ザイール、ブルンディ、ルワンダ、サントメ・プリンシペの6カ国とともに、中部アフリカ諸国経済共同体(Communauté économique des états de l'Afrique centrale, 略称 CEEAC)結成の条約に署名、同条約は1985年1月に発効した(当初参加が予定されていたアンゴラは、南アフリカ共和国との紛争を理由にオブザーバーにとどまっている)。

CEEACの条約は、関税同盟にとどまらず、結合された経済共同体を目指すことをうたっている。

すなわち、関税同盟(域内関税の撤廃・共通域外関税の設置等)と、市場の統合(資本・労働力・商品の域内自由移動、通貨財政協力等)、経済同盟(共同経済政策の実施等)を段階的に実現していくことを定めている。CEEACの目標は、UDEACよりもさらに高度な経済統合なのである。

UDEACの将来が、CEEACとの関係で、どのようになっていくのか、現時点では全く不明である。CEEACはいまだ第1段階——関税同盟形成にむけた調査、制度の整備、細目のタイム・スケジュールの確定などをおこなう——にあり、UDEACとの関係の調整についても、具体的には明確となっていないのである。

もし、UDEACをCEEACに発展的に解消してゆくにしても、CEEACの実体化は、UDEAC以上の困難を伴う事業となるだろう。

確かに、CEEACの規模は、UDEACにくらべ、オブザーバーであるアンゴラを除いても、面積で2倍、人口で3倍と一挙に拡大することになる。しかし、メンバー数の倍増は、それだけ加盟国間の利害の調整が困難になることを意味する。大国ザイールの加盟により、加盟国間の政治経済的比重は、UDEACとは全く変化したものになるだけに、CEEACの運営はUDEAC以上に複雑なものになるであろう。また、CEEACは、BEAC加盟諸国と、四つの非フラン圏諸国という異質の通貨体制の統合をはかっていかなければならない。CEEACは、こうしたUDEACには存在しなかった大きな課題を抱えたうえで、さらにUDEACよりも高度な経済統合を実現しなければならないのである。

(おおばやし・みのる/貿易研修センター)